

# 那霸市公報

第1898号

毎月2回 1, 15日発行  
発行所  
那霸市泉崎1丁目1番1号  
那霸市総務部総務課

## 目 次

### ◇規 則◇

○那霸市職員厚生会条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	1523
○那霸市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1525
○那霸市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則（健康増進課）	
.....	1528

### ◇訓 令◇

○特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）	1530
--	------

### ◇告 示◇

○建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定について（建築指導課）	1532
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（障がい福祉課）	1533

### ◇公 告◇

○漂流物の保管について（管財課）	1534
------------------	------

### ◇上下水道局告示◇

○那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の休止について	1535
--------------------------------	------

## ◇選挙管理委員会告示◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 1536

**規則**

那霸市規則第39号  
令和7年11月27日  
公 布 濟

那霸市職員厚生会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

## 那覇市職員厚生会条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員厚生会条例施行規則(1966年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(厚生会の事業) 第3条 厚生会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) [略] <u>(2) 会員の厚生のための資金の貸付け</u> <u>(3)～(5)</u> [略]	(厚生会の事業) 第3条 [略] (1) [略] <u>(2)～(4)</u> [略]

備考

- 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあら全ての条名等を順次示したものとする。

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那霸市規則第40号  
令和7年11月27日  
公 布 濟

那霸市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

## 那覇市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の任免に関する規則(昭和47年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(会計年度任用職員の採用等) 第9条 [略] 2 前項の選考に当たっては、職務の内容、任期及び給与、勤務時間その他の勤務条件を明らかにして公募を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募を行わないことができる。 (1) <u>採用しようとする年度の前年度に</u> 設置されていた職に任用されていた者を当該職と職務の内容が同一であると認める職への採用に係る選考の対象とする場合において、 <u>同年度</u> におけるその者の勤務実績等により、能力の実証を行うことができると認めるととき。	(会計年度任用職員の採用等) 第9条 [略] 2 [略]  (1) <u>前年度(採用しようとする年度の前年度をいう。以下この号及び次項において同じ。)</u> に設置されていた職に任用されていた者を当該職と職務の内容が同一であると認める職への採用に係る選考の対象とする場合において、 <u>前年度</u> におけるその者の勤務実績等により、能力の実証を行うことができると認めるととき。
(2)～(5) [略] 3 前項第1号の規定により公募を行わない選考においては、次に掲げる要件を満たす者に限り採用するものとする。 (1) [略]  (2) <u>採用しようとする年度の前年度において、法第29条及び那覇市職員の懲戒に関する条例(昭和47年那覇市条例第39号)の規定による懲戒処分を受けていないこと。</u>	(2)～(5) [略] 3 [略]  (1) [略] (2) <u>前年度において欠勤がないこと。</u> (3) <u>業務遂行に支障を及ぼすような健康上の問題がなく勤務することができること。</u> (4) <u>前年度において、法第29条及び那覇市職員の懲戒に関する条例(昭和47年那覇市条例第39号)の規定による懲戒処分を受けていないこと。</u>  (5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件</u>

4 前項の規定による採用は、2回を上限とする。ただし、次の各号に掲げる職のいずれかに採用する場合は、4回を上限とすることができる。

(1) 特定の資格又は免許を必要とする職

(2) 専門的な知識、技能及び経験を必要とする職

(3) その他市長が特に必要と認める職

5 [略]

4 [略]

#### 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那霸市規則第41号  
令和7年11月27日  
公 布 濟

那霸市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

## 那覇市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則

那覇市予防接種健康被害調査委員会規則(昭和52年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(会議)	(会議)
第6条 [略]	第6条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 委員会は、委員(議事に關係する臨時委員を含む。次項及び次条において同じ。)の <u>3分の2以上</u> が出席しなければ会議を開くことができない。	3 委員会は、委員(議事に關係する臨時委員を含む。次項及び次条において同じ。)の <u>過半数</u> が出席しなければ会議を開くことができない。
4 [略]	4 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第7号

令和7年11月27日

公 表 濟

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 知念 覚

## 特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(昭和56年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]

備考

- 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

## 付 則

この訓令は、令和7年12月1日から施行する。

## [改正前 別記]

## 別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り及び休憩時間
1~12	[略]		
13	こども教育保育課に勤務する職員のうち 給食センターに勤務する主任調理員及び 調理員	[略]	月曜日から土曜日まで (1) [略] (2) <u>7時45分から16時30分まで</u> (1)又は(2)のうちから所属長が定める。 ((1)又は(2)の場合において、 <u>12時から13時までは、</u> 休憩時間とする。)
14	[略]		

## [改正後 別記]

## 別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り及び休憩時間
1~12	[略]		
13	こども教育保育課に勤務する職員のうち 給食センターに勤務する主任調理員及び 調理員	[略]	月曜日から土曜日まで (1) <u>6時45分から15時30分まで</u> (2) [略] (1)又は(2)のうちから所属長が定める。 ((1)又は(2)の場合において、 <u>11時から13時までの</u> 間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)
14	[略]		

---

---

告示

---

---

那覇市告示第411号  
令和7年12月2日  
掲示済

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 指定番号：第5号
- 2 指定道路の種類：第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定年月日：令和7年12月2日
- 4 指定道路の位置：那覇市字上間前田原402-4, 404-4
- 5 指定道路の幅員：4.00～10.20m
- 6 指定道路の延長：25.35m

那覇市告示第435号  
令和7年12月15日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき令和7年12月1日付け次のように指定した。

那覇市長 知念 覚

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療 の種類	指定年月日
カモミール訪問看護ステーション小禄本店 那覇市小禄一丁目18番19号 シティハウス照屋Ⅱ101	合同会社Flowers 代表者 照屋 賢孝	育成医療・更生医療	令和7年 12月1日

---

---

公 告

---

---

那覇市公告第639号  
令和7年12月1日  
掲示済

漂流物の保管について

水難救護法(明治32年法律第95号)第24条第1項の規定に基づき漂流物の引き渡しを受けたので、同法第25条第2項の規定に基づき下記のとおり公告します。所有権等の権原を有する方は本市に対し、引き渡しの請求を行ってください。

なお、請求期間を経過しても引き渡し請求がなされない場合、当該漂流物に関する所有権等の権原は本市に帰属することとなります。

那覇市長 知念 覚

記

1 漂流物等

ボート 1艇

全長 約3m20cm

幅 約1m20cm

高さ 約60cm

2 拾得日 令和7年10月18日

3 拾得場所 北緯26度08分 東経127度24分 付近海上

4 引き渡し請求期間

(1) 請求期間 本公告日から6ヶ月間

(2) 場所 総務部 管財課(那覇市役所・本庁5階)

5 問い合わせ先

那覇市総務部管財課 電話番号(直通 098-862-9904)

## 上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第23号  
令和7年12月3日  
掲示済

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の休止について

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第3号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那霸市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

指定番号	事業者	所在地	代表者
289	三建設機械 株式会社	沖縄市南桃原 4丁目33番3号	宮里 真由美

## 選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第42号  
令和7年12月1日  
掲示済

那覇市選挙管理委員会  
委員長 前原常雄

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5, 073人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

42, 275人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

84, 549人